

長崎県女性の活躍推進活動に関する評価取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、女性の活躍を推進するため、女性管理職の登用に積極的に取り組む事業者を評価するために必要な手続等について定める。

(定義)

第2条 この要領において「正規従業員」とは、雇用期間を定めずに雇われている常用労働者のうち、事業所で正社員、正職員とする者をいう。また、個人事業主の場合、代表者及び代表者と同居の親族を除き、法人の場合、役員を除くこととする。

2 この要領において「管理職」とは課長相当職以上の者をいう。

3 この要領において「女性管理職割合」とは、事業者が直近の決算日における正規従業員のうち管理職と定める職の全数に占める女性の割合をいう。

(評価対象事業者)

第3条 県内に本店を有する事業者とする。

(評価方法)

第4条 評価は、「長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱」で定める主観的審査項目に該当するものとして、事業者から提出された別紙の「女性の活躍推進活動届出書」(以下、「届出書」という。)により行うものとし、届出書及び添付書類の記載内容に不備や虚偽がないことを要件とする。

2 評価は長崎県県民生活部男女共同参画室長が行い、その結果を「女性の活躍推進評価結果報告書」により長崎県土木部監理課長へ報告する。

(届出書の提出期間)

第5条 届出書の提出期間は、毎年、長崎県土木部監理課が「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出について」により定める提出期間と同様とする。

(届出書の提出ができない事業者)

第6条 届出書に故意に虚偽の内容を記載するなど、適正な評価を妨げる行為が認められた場合、次年度の届出書を提出することができない。また、提出されても評価の対象としない。

(その他)

第7条 当該届出等に関する事務は、長崎県県民生活部男女共同参画室において行う。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

女性の活躍推進活動届出書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

届出者

本社所在地

〒 -

支社所在地（支社・支店による届出の場合）

〒 -

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代 表 者 名

印

建設業許可番号

大 臣
長崎県知事 （般・特一 ） 第 号

長崎県建設工事入札参加資格審査において、女性の活躍推進について評価を受けたいので
下記および添付とおり届け出ます。また、届け出にあたっては、長崎県女性の活躍推進活
動に関する評価取扱要領を遵守します。

記

区分	全数	男性	女性	女性管理職割合
正規従業員数	人	人	人	
うち管理職員数	人	人	人	%

※直近の決算日における正規従業員の数値を基に記載ください。

※管理職割合は小数点以下を切捨てた数値を記載ください。

添付書類

- ①会社概要（社名、資本金、所在地、事業概要等）が分かる書類（パンフレット等）
- ②職務階級別男女別正規従業員数（別紙様式）

本件に関する当社の連絡先

担当者の所属・職名・氏名	
電話番号	
担当者のメールアドレス	

職務階級別男女別正規従業員数

別紙様式

商号又は名称

直近の決算日 平成 年 月 日

個人事業主の場合、代表者及び代表者と同居の親族を除く。法人の場合、役員を除く。

職務階級名	管理職に該当 (○を記入)	正規従業員数 (人)			備考
		合計	男性	女性	
計	正規従業員数				
	うち管理職員数				

※職務階級名は上位にある職務階級から順に全てを記入すること。

※1人で複数の役職を兼ねる場合は1つの職務階級に定めて重複しないように記載すること。

※管理職とは課長相当職以上の者をいう。

監理課長 様

男女共同参画室長

女性の活躍推進評価結果報告書

長崎県女性の活躍推進活動に関する評価取扱要領第4条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

知事・大臣 の別	許可番号	事業者名	女性管理職 割合 (%)	備 考
総計		者		